

### 議長の選出について

鳥取県立博物館協議会の委員については、令和5年度末の任期満了を経て、委員全員について再任、新任の改選をさせていただきました。

については、改めて議長を選出する必要がありますので、鳥取県立博物館協議会規程に基づき、互選をお願いします。

区 分	氏 名
議 長	

#### <参考>鳥取県立博物館協議会規程（抜粋）

第1条 略

（組織）

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

第3～6条 略